

ケータイ社労士 2025 社会保険法 法改正・訂正

【11月22日】

・ P 281 4章 社会保険に関する一般常識 9課 3問目

訂正前：月額 15,000 円

訂正後：月額 10,000 円

【1月7日】

・ P 247 3章 厚生年金保険法 32課 2問目 5行目

訂正前：遺族基礎年金

訂正後：遺族厚生年金

【1月25日】

[【法改正】（令和7年度の年金額改定についてお知らせしま）](#)

・ P 216 3章 厚生年金保険法 17課 (2)

改正前：50 万円

改正後：51 万円

・ P 217 3章 厚生年金保険法 17課 1問目

改正前：50 万円以下

改正後：51 万円以下

・ P 222 3章 厚生年金保険法 20課 (4)

改正前：50 万円

改正後：51 万円

※ 支給停止調整額が、1 万円引き上げられました。

【3月30日】

・ P 180 2章 国民年金法 41課 (1)

訂正前：地域型全国国民年金基金

訂正後：地域型国民年金基金

【4月6日】

【法改正】（「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」について（通知））

・ P 58 1 章 健康保険法 29 課 (3)

訂正前：490 円（または 450 円：次課参照）

訂正後：510 円

同 (4)

訂正前：230 円

訂正後：240 円

訂正前：180 円

訂正後：190 円

同 (6)

訂正前：290 円

訂正後：300 円

・ P 60 1 章 健康保険法 30 課 (3)

訂正前：490 円

訂正後：510 円

同 (4)

訂正前：450 円

訂正後：470 円

【4月11日】

【法改正】（国民健康保険法令 29 条の 7 第 2 項 9 号、3 項 8 号の改正）

・ P 270 4 章 社会保険に関する一般常識 4 課 (5)

改正前：（医療分）65 万円

改正後：（医療分）66 万円

改正前：（支援金分）24 万円

改正後：（支援金分）26 万円

改正前：＝106 万円

改正後：＝109 万円

【5月27日】

・ P84 1 章 健康保険法 42 課 (1)

訂正前：被保険者（任意継続被保険者除く）

訂正後：被保険者

同(3)

訂正前：被保険者

訂正後：被保険者（任意継続被保険者除く）